

食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置についての検討上の論点 概要

I はじめに

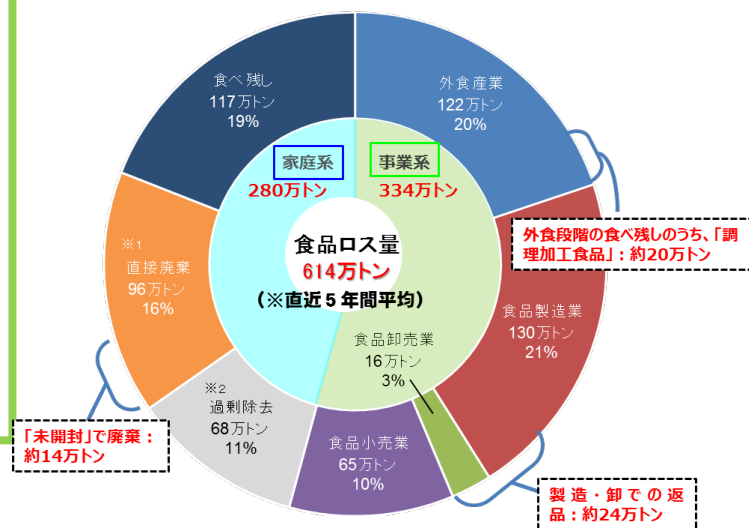
令和5年10月13日 食品ロス削減推進会議

- 食品ロス削減推進法や、同法制定時の附帯決議を受け、政府として、食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置を含む食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定予定。
- 今回、食品の寄附や食べ残しの持ち帰りに係る**法的責任の在り方**について、特に検討を進めるべき論点を確認。

II 食品ロス削減に向けて食品寄附や食べ残しの持ち帰りを促進する背景・趣旨

- 政府として、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させることを目標とする一方、当該目標の達成にはなお100万トン超の削減が必要な状況。食品寄附や食べ残しの持ち帰りを推進することで数十万トンの削減が見込まれる。（右記参照）
- 現状では、食品寄附に由来する事故について、①**民事上は、有償と同様の法的責任**（債務不履行、不法行為、製造物責任）が求められ、また、食べ残しの持ち帰りにについても（消費者の意向であっても）債務不履行等の法的責任を問われる可能性。②食品衛生法、食品表示法における**販売に関する規制は、食品寄附も対象**となる可能性。
- 関係者からは、フードバンクに関する情報が不足している（寄附者）、フードバンクの信頼性や能力向上が重要（フードバンク）、食べ残し持ち帰りについて行政のお墨付きがあることが望ましい（食事提供側）、食品による生命身体に関わる責任の在り方はより慎重に検討すべき（法曹関係者）等の意見があった。

商品化後の食品ロス量



III 食品寄附における法的措置の検討上の論点

- ✓ 食品寄附に係る**民法上又は行政法上の法的責任や規制**について、一定の範囲で緩和することにより食品寄附を促進することができるのではないか。その際、**健康被害**が想定される食品事故についての法的責任の緩和は**より慎重な検討**が必要ではないか。
- ✓ 食品寄附について一律に法的責任を軽減させるのではなく、**一定の基準等による信頼性確保**が必要ではないか。
- ✓ 法的責任の軽減に当たっては、食品による消費者への健康被害が発生するのを可能な限り**未然防止の仕組みが導入されたフードチェーンに限定**した上で、なお発生し得る被害については、その**損害を救済する仕組み**が必要ではないか。
- ✓ 法的責任の緩和に当たっては、緩和対象の客観的な判断のため**食品の流通に係る記録**が必要ではないか。一方で記録を取る事業者の負担増大にも考慮が必要ではないか。

IV 食べ残しの持ち帰りに関する法的措置の検討上の論点

- ✓ 食べ残しの持ち帰りについては法的な蓄積が乏しく、まずは現状の**法的な整理**を進めることが必要ではないか。
- ✓ 食べ残しの持ち帰りに関する**法的取扱いや食品衛生に係るガイドライン**を整備することで、取組を促進してはどうか。
- ✓ 事業者と消費者双方の食品ロス削減や食品衛生等への理解や取組を後押ししていく必要があるのではないかと。